第3回小林市·野尻町合併協議会 (会議録)

日時:平成21年1月8日(木)

午後1時30分から

場所:小林市中央公民館大ホール

小林市・野尻町合併協議会

第3回小林市・野尻町合併協議会次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事

報告事項

報告第10号 第2回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について

報告第11号 小林市・野尻町合併協議会ホームページ開設について

報告第12号 廃置分合関連議案について

報告第13号 電算システム統合業務の事務の委託について

報告第14号 新市基本計画の概要版について

協議事項

協議第16号の1 前協議会で確認済みの合併協定項目について

協議第19号 合併協定書(案)について

確認事項

小林市・野尻町合併協議会合併協定調印式について 第4回小林市・野尻町合併協議会について

- 4 そ の 他
- 5 閉 会

第3回 小林市・野尻町合併協議会 出席者

(小林市・野尻町合併協議会委員)

1 . 会 長	小林市長 堀 泰一郎	1	4	委	員	下別	府 明
2 . 副会長	野尻町長 長瀬 道大	1	5	"		高岩	都津子
3 . 委 員	中屋敷 慶次	1	6	"		龍神	豊美
4 . "	小畠 利春	1	7	″		坂下	実千代
5 . "	西道 紀一	1	8	″		淵上	貞継
6 . "	久保田 恭弘	1	9	"		楠元	千恵子
7 . "	首藤 美也子	2	0	"		福本	誠作
8 . "	松元 朝則	2	1	″		杉元	豊人
9."	永野 本助	2	2	″		坂下	春則
1 0 . "	山田 福雄	2	3	″		見越	南州男
1 1 . "	種子田 與市	2	4	″		楠元	フタミ
1 2 . "	坂本 新平	2	5	"		古川	幸男
13."	西岡 長成	2	6	"		竹山	昭徳

(顧問)

宮崎県市町村合併支援室長	宮崎県西諸県農林振興局長
坂本 義広	後藤田 悦男

(幹事)

小林市	末元 三夫	野尻町	吉田 哲幸
	肥後 正弘		内村 明生
	殿所多美雄		谷元 弘朗
	南﨑淳一郎		大谷 幸一
	久米 勝彦		

(事務局)

事務局長	倉園 凡生	事務局次長	谷川 浩二
事務局員	鶴水 義広	事務局員	税所 將晃
<i>II</i>	野口 健史	"	西園 孝信
<i>II</i>	柴内 敏彦	"	田島 聡
<i>II</i>	楠元いず美	<i>II</i>	篠原 修治

(欠席者)

なし

午後1時30開会

事務局

皆さん、こんにちは。ご案内をいたしました時間となりました。

本日は、合併協議会にご出席いただきありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます計画グループの鶴水と申します。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、皆様にお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方は、 電源をお切りになるか、マナーモードにしていただきますようお願いいたしま す。また、傍聴の皆様は傍聴規程に基づき、静かに傍聴くださいますようお願い いたします。

まず、本日の会議につきましては、26名の委員の皆さんがご出席でございます。従いまして、小林市・野尻町合併協議会規約第10条の規定によりまして、会議の定足数に達しておりますので、本会議は成立しておりますことを前もってご報告を申し上げます。

それでは最初に、本協議会の会長であります堀小林市長にごあいさつをお願い いたします。

会長

少し遅くなりましたけれども、皆さん方に新年のごあいさつを申し上げたいと 思います。

新年明けましておめでとうございます。皆様方には輝かしい新年を健やかにお迎えになったこととお喜びを申し上げます。本日、第3回の小林市・野尻町合併協議会を開催するにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方や顧問の方々に、大変年始のお忙しい折にもかかわりませずご出席を賜りまして誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

さて、平成の大合併につきましては、合併新法下の合併を目指しまして、全国的に終盤の協議が行われております。総務省のデータによりますと、平成11年3月31日に3,232ありました市町村が、平成22年2月1日には1,773市町村になる予定であります。県内におきましても、今年の3月30日に日南市と北郷町、南郷町が新設合併をすることになっております。私どものこの本協議会も第1回目の協議会でご確認いただきました合併協定項目について協議を行ってまいりましたが、委員の皆様方のご協力によりまして、順調に協議が行われました。結果、実質的には、本日再提案いたします議会議員の定数及び任期の取扱いの1項目のみになりました。また、本日は1月21日に予定をいたしております合併協定調印式に向けまして、合併協定書案につきましても、最終的な協議確認をお願いすることといたしております。委員の皆様方には、最後まで熱心にご協議をいただきますようにお願いを申し上げまして、あいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

事務局

それでは、議事に入る前に議長選出となっておりますが、協議会規約第10条によりまして、会長が会議の議長となると定められておりますので、これから会長の方で議事進行についてよろしくお願いをいたします。

会長

それでは、規約の定めるところによりまして、しばらくの間、私が議事を務め させていただきます。ご協力をよろしくお願いをいたします。

まず、協議会会議運営規程に基づきまして、今回は、小林市の髙岩都津子委員と野尻町の楠元フタミ委員に会議録の署名をお願いいたします。

協議に先立ってお諮りいたしますが、会議の傍聴につきまして傍聴規程では、 本協議会は原則公開とするということになっておりますが、それについてご異議 ありませんか?

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長

ご異議なしと認めます。本日の会議は公開ということにさせていただきたいと 思います。

それでは、早速協議に入らせていただきますが、まず報告事項の報告第10号

第2回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局長

はい。協議会資料の2ページをお開きください。報告第10号第2回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について、別紙のとおり報告する。

別紙というのが、次ページの3ページでございます。平成20年12月24日の第2回小林市・野尻町合併協議会、12月26日に第4回の電算分科会、平成21年1月6日に第3回首長会・幹事会合同会議、1月7日に第5回電算分科会、以上の会合を持ちましたことをご報告申し上げます。

以上です。

会長

はい、ありがとうございました。ただいま報告第10号につきまして報告を事務局より説明いたしましたが、何かこれにつきましてご意見、ご質疑のある方ありませんか?

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長

ご意見、ご質疑もないようでありますので、報告第10号につきましてはご承認いただいたものとさせていただきます。

次に、報告第11号小林市・野尻町合併協議会ホームページ開設について、事 務局より報告を願います。

事務局長

協議会資料4ページをお開きください。報告第11号小林市・野尻町合併協議会ホームページ開設について、小林市・野尻町合併協議会ホームページを開設したので、別紙のとおり報告する。

別紙というのが、次ページからの5ページと6ページにわたって掲載されてございますが、5ページのほうがサイトマップと申しますか、つくり方の資料でございまして、トップページからそれぞれの項目に入っていくということの説明でございます。そして6ページに開設時期が平成20年12月19日金曜日、そして主な内容として、協議会の組織体制から総務省合併相談コーナーへのリンクということで記載されてございます。そして、ホームページアドレスと事務局のメールアドレスが記載されてございます。ホームページアドレスにつきましては、小林市のホームページのトップページから、もしくは野尻町のホームページのリンク集の中から簡単に行けますのでご覧くださるようにお願いしておきます。直近のアクセス件数が672件でございます。

以上です。

会長

はい、ありがとうございました。ただいま報告いたしました第11号について、何かご意見、ご質疑のあられる方はいらっしゃいませんか?

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長

ご意見、ご質疑もないようでありますので、報告第11号につきましては、ご 承認いただいたものとさせていただきます。

事務局長

次に、報告第12号廃置分合関連議案について事務局より報告を願います。 資料ページの7ページをお開きください。報告第12号廃置分合に係る関連議

質がベージのイベージをの用さくだされ。報告第12号発量が合に係る関連部案について、別紙のとおり報告する。

別紙が8ページから以降になりますが、まず8ページに廃置分合に係る関連議案ということで、それぞれの項目が記載されてございます。そして前回の協議で持ち越しになりました議会議員の定数のところは、以降の協議で承認されると思いますので、2つのパターンが記載してありますことをご了解いただきたいと思います。

それではまず資料ページの9ページ、ここが小林市及び西諸県郡野尻町の廃置 分合についてということで、議案のひな形でございます。

そして、10ページが財産処分に関する議会に議決を求める議案のひな形でございます。

そして11ページが財産処分に伴う協議書の(案)でございます。

次に12ページ、ここが議会議員について、これからの協議で決まっていくと

- 2 -

は思いますけども、まず定数特例適用の場合の議会に議決を求める議案となっております。

続きまして13ページのほうが、それに添付される協議書の(案)でございます。

14ページが議会議員についての在任特例適用で議員定数を変更する場合という時の議会に議決を求める議案のひな形でございます。

続きまして15ページ、これが議会の議員の定数に関する協議書(案)でございます。

そして16ページが議会議員について、定数特例適用の場合の農業委員会の委員の任期についての経過措置に関する協議についてということでの議会に議決を求める議案のひな形でございます。

続きまして17ページ、これが農業委員会の委員の任期についての経過措置に 関する協議書(案)でございます。

そして18ページ、ここが廃置分合に伴う経過措置に関する協議についてということでの議会の議決を求める議案のひな形でございます。

次に19ページ、これが経過措置に関する協議書(案)になります。

そして20ページが小林市及び西諸県郡野尻町の廃置分合に伴う地域自治区の 設置に関する協議についてということで、これも議会に議決を求める議案のひな 形でございます。

そして21ページ、ここからが地域自治区の設置に関する協議書(案)ということで、25ページまでですが、ここが協議書案となっております。以上です。

はい。ただいま12号につきまして事務局から説明をいたしましたが、少し長くなっていると思いますけども、議員定数に関しますことを在任特例と定数特例の2つに分けて両方とも併記してございますので、長くなっておるというふうに思われますけれども、今説明いたしましたことにつきまして、何かご質問があればお出しください。後ほど、議案としても提案を申し上げます。 ございませんか?これは報告でありますので、そのとおりご確認いただければありがたいと思いますが、ありませんか?

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、報告第12号につきましてはご承認をいただいたものとさせていただきます。

次に、報告第13号電算システム統合業務の事務の委託について、企画財政部 会より報告を願います。

それでは報告をさせていただきます。資料の33ページでございます。

報告第13号電算システム統合業務の事務の委託についてということで挙げて おります。詳しい内容につきましては34ページをご覧いただきたいと思いま す。

ここに趣旨を挙げておりますが、これは第1回目の協議会で、電算システムについては合併時からの安定稼働を最優先とし、低リスク、低コストを基本に住民サービスの低下をきたさないようにするということで方針を承認していただいたところでございますが、それに基づいてこれから作業を進めて行くということになります。

ここでポイントになるところは、ちょっと下の部分に「しかしながら」というのがございますが、そこをちょっと見ていただきたいと思います。

「しかしながら、本協議会は地方自治法に基づく協議機関であり法人格がないため、電算機器等の財産所有権の問題への対応により、契約の主体となることが法的にできない」ということでございます。「したがいまして、地方自治法252条の14の規定によって、構成市町のいずれかを代表市町とした事務の委任を行うことになる」ということで、その地方自治法の根拠法については下の方に掲げております。普通地方公共団体の事務の一部を他の普通地方公共団体に委

会長

会長

企画財政部会 長 託することができるというような内容になっております。

以上でございます。

会長

はい、ありがとうございました。ただいま報告第13号につきましては、企画 財政部会より報告をいたしましたが、何かこのことについてご意見、ご質疑はあ りませんでしょうか? ありませんか?

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長

それでは、報告第13号につきましてはご承認いただいたものとさせていただ きます。

次に、報告第14号新市基本計画の概要版について、企画財政部会より報告を 願います。

企画財政部会 長 資料ページ35ページでございます。報告第14号新市基本計画の概要版についてでございますが、これは後の方に資料として概要版をつけております。中身、内容についてはですね、この間、第2回の協議会で素案として、はしおってではございましたが、全体的な説明をさせていただきました。重要なところ、ポイントとなるようなところを説明させていただきましたが、そういったところをですね、抜粋したものであるということでご理解いただきたいと思います。

内容の説明については省かさせていただきますが、この基本計画はですね、正式に決定をしましたならば、各戸にですね、配布をしたいというふうに考えております。今日ご承認をいただきまして、それから県との協議を1月13日に予定しております。それから納品をしていただいて、2月の上旬頃にはですね、各戸に配布をしたいというふうに考えております。

それから1番最後の方に、7ページになりますが、財政計画を載せております。これも前回協議会で説明をしたとおりでございますけども、前のときにも申し上げたんですが、今日この後ですね、議案として議員定数の協議が入っているようでございます。これにつきましては、財政計画は定数特例で試算をしておりますので、もし変更が生じました時には、またここの数値をですね、変更をさせて、修正をさせていただきたいと。これにつきましては、前回申しましたようにですね、また協議会を開催する時間がございませんので、どうぞその点についてはご承認をいただきたいと思います。

以上でございます。

会長

はい、ありがとうございました。

ただいま報告第14号については企画財政部会から説明いたしましたが、何か ご意見、ご質疑はありませんか?

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長

ご意見、ご質疑もないようでありますので、報告第14号につきましては、ご 承認いただいたものとさせていただきます。

それでは次に、協議事項に移ります。

まず、協議第16号の1、前協議会で確認済みの合併協定項目についてを議題といたします。協議第16号の1につきましては、前回ご提案いたしましたが、議会議員の定数及び任期の取扱いにつきまして野尻町からの要望を受けまして、小林市の持帰りということで継続協議となっておりましたので、本日小林市としての回答をさせていただくとともに、再度ご提案をいたしまして、ご協議をお願いをいたします。

まず、協議第16号の1・前協議会での確認済みの合併協定項目について、事務局の説明を願います。

事務局長

はい。資料ページ36ページでございます。協議第16号の1・前協議会で確認済みの合併協定項目について、小林市・高原町・野尻町合併協議会において確認済みの合併協定項目について、別紙のとおり再提案する。

この別紙と申しますのが37ページ、38ページでございます。資料ページの。そして、これも協議によってのことでございますが、2つのパターンで記載

させていただいております。

まず、定数特例適用の場合。

1.議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律 (平成16年法律第59号。以下「法」という。)第8条第2項及び第3項の規 定により、小林市の議会議員の残任期間に相当する期間に限り、小林市の議会議 員の定数24人に野尻町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数5人を加え 29人とする。

なお、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第34条第1項の規定により、野尻町の区域を選挙区とする増員選挙(定数5)を実施するものとする。

- 2.合併後、最初に行われる一般選挙においては、法第8条第5項の規定を適用せず、議会議員の定数は26人以内とし、新市において決定するものとする。また、選挙区は新市全域で1選挙区とする。
 - 3.議場、委員会室等については合併までに調整する。
- 4.議会議員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時までに定める。
 - 5.政務調査費の取扱いについては、小林市の制度に統一する。
 - 以上が、定数特例適用の場合でございます。
 - 38ページでございます。在任特例適用の場合。
- 1.野尻町の議会の議員については、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「法」という。)第9条第1項第2号の規定を適用し、小林市議会議員の残任期間に限り在任するものとする。
- 2.合併後、最初に行われる一般選挙においては、法第9条第3項の規定を適用せず、議会議員の定数は小林市議会の議員の条例定数以内とし、新市において決定するものとする。また、選挙区は新市全域で1選挙区とする。
 - 3.議場、委員会室等については、合併までに調整する。
- 4.在任特例期間中の野尻町議会の議員の報酬については、現行の野尻町の報酬額20万円とする。
 - 5. 政務調査費の取扱いについては、小林市の制度に統一する。

以上でございます。

会長

はい、ありがとうございました。ただいま16号1の議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、先だっての会議で持帰りをさせていただいた案件でございます。

その事につきまして、まず小林市議会の意見につきまして、中屋敷慶次議長からご報告をしていただきます。その後、小林市選出の合併協議会委員の全体意見につきましては、私の方から報告をさせていただきたいと思います。

まず、議長よりそのことについての報告を願います。

小林市議会議 長 ご報告いたします。第2回小林市・野尻町合併協議会において、野尻町から議員定数については在任特例でお願いしたいとの申し出があり、持帰り協議となったことを受けまして、小林市議会としては昨年12月25日全員協議会を開催し、協議を行い、各議員からのさまざまな意見等が出されました。

まず、在任特例を適用すると主張された、意見された議員の主な意見をですね、ここで申し述べたいと思います。

在任特例では、まず今回3回目の合併協議会であり、議員定数の問題で破綻することがあってはならない。野尻町議会議員の報酬据置きなどの財政的な面は、議場の確保などを考えたら大きな度量を持って受け入れるべきではないか。ただ、このことが他の調整項目にまで影響しないということが条件である。

次に、野尻町の住民の心情及び議員のことを考えて、編入合併ではあるが、報酬もそのままで良いということであれば、小林市は大きな気持ちで受け入れるべきではないか。

次に、定数特例の適用の意見を述べられた意見の内容の主なものを申し上げま

す.

1市2町での協議では、財政面を考えて定数特例ということでまとまった経緯がある。状況が変わったと言うなら、すべての項目を協議し直すべきではないか。市民は定数特例ということで認識しているのではないか。

次に、議員定数が緊急性の高いものとは思わない。どう言うつもりで合併協議会に臨んでいるのかわからない。編入合併なので、在任特例じゃないと崩れるというのはおかしいと思う。1市2町での合併協議で決めた定数特例を崩してはいけない。以上がそれぞれの議員の意見でございました。

それぞれの考え方が出されましたが、協議の結果としましては、在任特例を適用とするという議員が15人、定数特例の適用の意見を述べられた議員が8人、保留が1名という状況でした。また、在任特例適用後の最初の一般選挙の議会の議員の定数につきましては、24人が適当ではないかとの意見が出され、確認がなされたところであります。

以上が小林市議会としての協議内容であります。

以上、報告いたします。

はい、ありがとうございました。

それでは私の方から、委員会内での意見が出ました、そのまとめをですね、申 し上げたいと思います。

協議第16号の1・前協議会で確認済みの合併協定項目のうち協定項目第6号議会議員の定数及び任期の取扱いに関する小林市選出の合併協議会委員の総体的な意見について集約いたしましたので、私からご報告申し上げます。

昨年12月24日に開催いたしました第2回合併協議会におきまして、野尻町からの申し出のありました野尻町の議会の議員に在任特例を適用していただきたいとの要望意見を受けまして、小林市といたしましては、先ほど中屋敷議長からご報告がありましたように、小林市議会は昨年12月25日に全員協議会において、議会としての意見を集約をされました。また小林市選出委員といたしまして、昨日全委員が出席をしていただく中で、約3時間半の長時間にわたりまして、侃侃諤諤とそれぞれの意見を出し合い、熱心に協議する中で、ようやく総体的な意見を集約いたしました。その経過及び結果を申し上げますが、委員の意見としては、まず基本的に合併協議会設置に関する確認書の趣旨と1市2町での協議経過及び結果を踏まえるべきであり、合併の枠組みが変わったからといって、容易に調整方針を変更すべきではないという厳しい意見が出されました。また一方で、今回1市1町の枠組みにより在任特例を適用する場合は、現在の野尻町の議員報酬条例を適用し、議員報酬は据え置くという前提条件であり、そのことにより財政的な経費削減効果は定数条例適用で小林市の議員報酬条例を適用した場合と遜色がないのではないかという意見が出されました。

また、これまでの合併協議が破綻をした状況をいろいろ考慮すると、今回の野 尻町のとの合併は何としても実現する必要があり、そのためには一定の譲歩はや むを得ないのではないかと判断するとの意見も多く出され、最終的には委員1人 1人の意見をお聞きいたしました上で総体意見を集約し、悩み抜いた末の苦渋の 選択として、野尻町の議会議員の在任特例の適用は認めざるを得ないという結論 に達しました。

今回やむなく野尻町の議会議員の在任特例を認めることにいたしましたが、小林市議会の意見と同様に小林市選出の合併協議会委員の中でも意見が分かれました。これまでの調整方針どおり定数特例適用とすべきという意見をお持ちの委員も複数おられるということを、どうか野尻町の委員の皆様方には十分ご理解を賜りたいというふうに存じます。

次に、在任特例適用後の議会議員の定数につきまして、先ほど会長としての提案では小林市議会の議員の定数、つまり24人以内とし、新市において決定する ものとするという提案をいたしました。しかしながら、小林市議会としては、前

会長

市長

回の須木村との合併に小林市区長会連絡協議会からの陳情等を受け、市議会の特別委員会で度重なる協議の結果、最初の一般選挙の議員定数を26人から24人に削減されましたが、その議論に多大な時間と労力を要した経験を生かし、住民代表である学識経験委員の意見を十分踏まえて、議員定数については合併協議会で協議し、確認すべきであると意見・見解でありました。それを受けまして小林市選出の学識経験委員としては、合併によって議員だけ優遇されるようでは合併する意味がない。議会としても大幅に議員定数を削減し、経費削減に努める必要があるとの視点に立ち、小林市選出の学識経験委員の総意として、在任特例後の議員の定数は20人以下とすべきという意見・見解を示されました。

小林市選出の学識経験委員の総意としての意見と小林市議会の総意である在任特例適用後の議員定数24人とするとの見解とは大きな隔たりがあるため、結論を出すため調整が必要となり、事務局が提示した全国の議員定数の資料等を参考にしながら協議をいたしました。その協議の中で、全国的には同じ人口規模で20人以下の議員定数の自治体も複数ありますが、面積や産業構造等の諸条件を考慮し、慎重に検討する必要があること、一方厳しい経済情勢や市の財政状況等を考慮すると、議会としても視察研修費用等の経費節減に自ら努める必要があること。また、まちづくりで大事なことは住民が主役の共同参画をいかに進めるかであり、議員も少数精鋭で政策立案能力など資質の向上が求められていること、住民の意見を出す必要があること等の意見を踏まえて、慎重に協議をいたしました。その結果、私の方から在任特例適用後の最初の一般選挙の議員の定数は22人とするという斡旋案をご提案し、最終的にはその案に全委員が賛同いただき、小林市選出の合併協議会委員としての結論とする事といたしました。

なお、ここで私から野尻町選出の委員の皆様にお願いがございます。以上、ご報告いたしましたように、非常に難航した協議の末に小林市選出委員の英知と総力を上げてようやく導き出した結論であります。野尻町選出の委員の皆様におかれましては、どうかそのところを深くご理解ご賢察をいただきまして、本日先ほど提案のありました原案につきましては、一部修正を加えた上で、在任特例適用後の最初の一般選挙の議会議員の定数は22人とするという小林市選出委員の総意としての修正案に野尻町選出の委員の皆様方が全員ご賛同いただきますよう切にお願いを申し上げまして、小林市選出委員の総体意見としてのご報告と小林市としての回答にかえさせていただきます。ありがとうございました。

ありますが、野尻町のご判断も頂戴をしたいと思いますので、ここで 1 5 分間休憩をとらせていただきます。

休憩に入ります。

午後2時08分休憩~午後2時20分再開

以上で、議会側の意見と委員会総体の意見としての報告は申し上げたとおりで

それでは休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいま小林市議会から、あるいは私の方から、小林市の考えを申し上げました。それに対しまして、野尻町さんから発言の申し出がありますので、それを認めたいと思います。

見越委員さんです。はい、どうぞ。

第2回の合併協議会におきまして、在任特例の問題につきまして、私の方から要望の形でお願いをしたわけでございますが、大変出過ぎたところもあったかと思いますけれども、市長さんをはじめ、小林市の委員の皆様の寛大なご配慮を賜りまして、誠にありがとうございます。

ご英断に対しまして心から敬意を表したいと思います。合併しました暁には、新しい小林市のまちづくりのために一生懸命皆さんと一緒に頑張っていきたいと思います。

どうもありがとうございました。

会長

会長

見越委員

会長 淵上委員 もう一方、議長さんですか。はい、淵上さん。

それじゃ失礼します。先ほど来、小林市の中屋敷議長さん、そして会長の堀市長さんの方から、いろいろこの前の第2回の会議の折に、私たちの方から申し入れておりました議員の在任特例について、大変こういった厳しい財政の中で、いろいろ意見もあったということでありますけど、当然それはだろうと、私も認識をいたすものであります。そういった中で、在任特例を認めていただいたことに対しまして、私たち議員といたしましても大変感激しているところでございます。

それと定数の問題ですけれども、私たちの方もですね、やっぱりこれ全員協議会の中でも話し合いをしましたし、そして、うちの方も昨日午後から、今日の協議会の委員さん全員で事前研修を行ったところですけれども、その中において、経過をちょっと私も報告いたしておきますけれども、全員協議会の中では、いろいるとやっぱり厳しい中での議員定数、在任特例も認めていただければという、そこはまだはっきりしてないわけでしたけれども、私たちの方としましては、全員協議会の中では、条例定数以内ではどうだろうかというようなことで、今日の会議に臨みたいということで話し合いをしたところで。

そしてまた、全員のうちの法定協議会委員会の中でもそういった認識の中で今日に臨んだところですけれども、先ほど来、お二方からのお話を聞きますと、定数を第1回目の選挙から22名ということをお話がありましたけれども、そういったことであれば、在任特例も認めていただきましたし、そういった小林さんの22名と、これもなかなか厳しい定数であるということも報告があったわけです。そういった中で、私たち野尻の委員として全員ですね、その方向でさせていただきたいということに全員の一致を見ましたので、今後ひとつこういった中で、新しい町をつくっていくためにお互い一生懸命頑張ってまいりたいと思います。

今後ひとつよろしくお願いをいたしまして、報告といたします。どうもありが とうございました。

はい。小林側にも、先ほど私と議長が申し上げましたが、そのことに加えてですね、ご意見のあられる方もおられるかもしれません。どなたかご意見があれば。よろしいですか。はい、松元さん。

今、双方からですね、ご意見をいただいたんですが、私は敢えてですね、この協議第16号の1について、どうしても賛同できないところがありますので、意見を述べさせていただきます。

もとより、全会一致で決定を見るのが理想だと私自身も十分に認識をしておりますし、合併そのものを全面的に否定するつもりもありません。

私たちは100年に1度か、あるいは50年に1度かわかりませんけれども、 自治の形を変えるという重大な決断を迫られています。このような事態に直面し た時は、それぞれが勇気と覚悟を決めて決断をすべきだと思います。

それでは賛同できない点を2、3点申し上げておきます。

まず第一に、野尻町と小林市との新たな合併協議会ではありますが、基本的には昨年11月25日に交わされた法定合併協議設置に関する確認書の冒頭にありますように、小林市・高原町・野尻町合併協議会で確認された対応方針及び調整方針を基本的に踏まえるとし、さらに対応方針及び調整方針の修正については、必要性が極めて高いもの及び緊急性の高いものに限るとの確認がされております。私は、この確認を尊重したいと思います。それ以降大きな情勢の変化を見出すことはできません。

したがって第二に、昨年の4月以来相当の経費と時間をかけて熱い議論を交わ してきたことや事務局の苦労も含めてこれを大事にしたいと考えます。

第三に合併が目的化されてはならないと考えます。言われているとおり、合併 はこれからの基礎的自治体の足腰を強くするという目標に向かっていくための一

会長

松元委員

手段であることを強調したいと思います。地方分権が進む中、一方では地方交付税の削減と私たち農業を中心とする地方自治体にあっては、自治体の運営はますます厳しさを増していきます。協議会でも確認されているとおり、市民、町民が主人公のまちづくりを強力に推し進めていくことが合併に際し、最も重要なことではないでしょうか。

会長 首藤委員

以上、意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

他にありますか?はい、首藤さん。

協議第16号の1、議会議員の定数の取扱いについて、私の疑問に思っているところを述べます。

まず確認したいのは、議員定数小委員会が7回議論してきた審議の確信は次のとおりです。

第1点が、編入合併が合併の前提条件であること。第2点が合併は住民のためになされなければならないということ。市民の生活の安定と福祉に寄与すべく、市民、住民の目線に立って合併は推進されなければ意味がありません。第3点が議員の定数の削減は市民レベルでは重要視されていますが、増加や維持は評価されていません。これは新市まちづくり計画をつくる際のアンケート調査からも市民は議員定数の増加は望んでいないという結果が出ていました。この3点を踏まえて定数特例に至ったわけです。

今回この特例をひっくり返して在任が主張されています。この主張を聞く限り、小委員会での議論が反故にされた根拠や背景が不明確です。税金と時間と労力をつぎ込んで営んできた成果がもろくも砂の城のように崩れさるとは市民の共感と理解が得られるでしょうか。甚だ疑問です。在任特例は議員エゴにすぎないと述べる市民もいます。在任特例の主張者は議員がいないと地域の声を反映できないと指摘します。確かに住民の声をきめ細かく拾い上げ、地域の活性化を図ることはとても大切なことです。地域自治の大切な根幹をなすといえます。地域自治区の設置に関する小委員会では、住民の多様な意見が反映されるシステムとその保証について審議されてきました。すなわち、地域づくりの中核組織である自治区と地域協議会の設置です。これらの組織の目的は地域自治区の設置に関する協議書(案)によると、住民自治の強化並びに行政、住民の協働の推進を掲げています。地域の活性化を目指した地域づくりを堂々と打ち出しています。在任特例の主張者はこのような地域自治区に関する提案を軽視しているかのように見えます。それが議員エゴとも見られています。このような批判にどのように向き合うのでしょうか。

ほかにも多々ありますが、もう1点だけ付け加えさせていただきます。それは 住民軽視の傾向です。冒頭にも述べましたように、合併は住民の住民による住民 のためのものであります。主体は住民です。その福利は住民が享受します。果た して、在任特例の主張者達にこうした住民の視点が生かされているんでしょう か。

このような批判を述べる人もいます。合併は相手あっての交渉ですから、一筋縄でいかないことも理解できます。しかしながら、批判にあるように、住民の視点が欠落した合併は果たしていかなるものでしょうか。大いに疑問がわきます。

以上の点から、在任特例については認められず、定数特例を支持することが重要と考えます。

会長

はい、ほかにありませんか。

この協議会を始めましてから、ずっと全会一致をいろいろな問題の時、すべて 提案をしてまいりました。お諮りをしてまいりましたが、やはり意見の分かれる ことは、これはしょうがないことでありまして、それぞれ持論をお持ちでござい ます。したがって、今回に限り私は採決をさしていただきます。

それではですね、単なる在任特例の問題じゃなくて、議員定数のことがございます。したがって、それに関する資料をお配りをいたしますので、その後に採決

をさしていただきます。

暫時休憩いたします。この休憩は短こうございます。

午後2時33分休憩~午後2時34分再開

会長 事務局長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。事務局。

ただいま配布いたしました資料を読み上げて、提案とさせていただきます。

- 1.野尻町の議会の議員については、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。)第9条第1項第2号の規定を適用し、小林市議会議員の残任期間限り在任するものとする。
- 2.合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併新法第9条第3項の規定を適用せず、議会議員の定数は22人とする。また、選挙区は新市全域で1選挙区とする。
 - 3.議場、委員会室等については合併までに調整する。
- 4.在任特例期間中の野尻町議会の議員の報酬については、現行の野尻町の報酬額20万円とする。
 - 5.政務調査費の取扱いについては、小林市の制度に統一する。

以上でございます。

会長

はい、ありがとうございました。ただいま読み上げました修正案につきましてですね、これを採決をいたしますので、十分お考えいただきたいと思いますが、 そのための休憩はいたしませんので、ここで採決をいたします。

お諮りいたします。協議第16号の1につきましては、ただいま読み上げました修正案について、賛成の委員の皆さんの挙手を願います。

[賛成者举手]

会長

ありがとうございました。挙手多数であります。したがって、第6号議会議員の定数及び任期の取扱いについては在任特例として取り扱わさせていただきます。ありがとうございました。

それでは次に、協議第19号合併協定書(案)についてを議題といたします。 これにも資料を少し訂正しなきゃいけない部分がありますので、資料配布のために休憩をさせていただきます。

午後2時37分休憩~午後2時40再開

会長

配布漏れはありませんか。それではですね、今配布いたしました物につきましてご説明をいたしますが、一部奇異に思われる方もいらっしゃるかもしれません。これ16号の1じゃないのかというふうにお考えになるかもしれませんが、これは協定書には、このように盛り込まなきゃいけないようなところもあるようでありますので、そのことについての説明をさせます。事務局。

事務局長

それでは、合併協定書(案)について説明いたします。

まず、この合併協定書案というのが、今まで積み上げてきた協議事項を列記したものでございまして、1ページから2ページにその内容が目次として記載されております。合併の方式の第1号から第25号の各種事務事業の取扱いまでが合併協定書(案)としてまとめられているものでございます。

そして、ここで協定書(案)の4ページをお開きください。これの1番上、第6号議会議員の定数及び任期の取扱い(未調整・未確認)となっております。これは、配布する時点では、まだ協議会での承認が受けられてないという状態だったので、空欄になっておりますが、本日先ほどの16号の1で承認が受けられましたので、協定項目第6号議会議員の定数及び任期の取扱いということで、1.野尻町の議会の議員については市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。)第9条第1項第2号の規定を適用し、小林市議会議員の残任期間に限り在任するとものとする。2.合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併新法第9条第3項の規定を適用せず、議会議員の定数は22人とする。また、選挙区は新市全域で1選挙区とする。3.議場、委員会室等については合併までに調整する。4.在任特例期間中の野尻町議

会の議員の報酬については、現行の野尻町の報酬額20万円とする。5.政務調査費の取扱いについては、小林市の制度に統一する。

この内容が記載されることを説明いたします。そして在任特例ということでご 承認を受けたということで、この中で議会に関するところでございますが、今の協定書(案)の25ページをお開きください。このページの下のほうでございますが、選挙というところで、1.投票所については現行のまま新市に引き継ぐ。ここはそのままでございますが、2の投票所の閉鎖時刻について、(1)公職選挙法(昭和25年法律第100号)第34条第1項の規定により行われる増員選挙、有権者の投票行動等を十分検証する必要があり、有権者はもちろん、立候補者にとっても不公平感のない投票所運営方法を合併までに調整する。この分につきましては、定数特例の増員選挙を前提にしておりますので、削除ということになります。

そして26ページの4の(1)でございますが、公職選挙法第34条第1項の 規定により行われる増員選挙、野尻選挙区に投票所を設ける。これにつきまして も、定数特例の選挙区を置くという規定を前提に記載されておりますので、削除 ということでご承認いただきたいと思います。

会長

事務局長

会長

事務局長

会長

事務局長

以上で説明は終わりましたが、何かご質問、ご意見ありませんか。 議長、すみません。

はい、まだある?

はい。 続けて。

申しわけありませんが、今配布した資料につきましてですね、4ページの差しかえ分の資料として配布いたしましたが、大変申しわけないんですけれども、事務局のミスでございます。議会議員の報酬のところがですね、20万円と現行の報酬とするところを合併までに定めるということになっておりますので、ここのところは申しわけないですけども、そのようにご理解いただきたいと思います。大変申しわけありません。

会長

事務局長

会長

その定額を入れるんですね。

修正案で先ほど確認していただいたとおりでございます。

おわかりでしょうか。よろしゅうございますか、はい。

19号につきましては、今修正を加えたものをお配りいたしました。そのものを含めまして、何かご質疑ありますか?

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長

ご質疑、ご意見もないようでありますので、それではお諮りいたしますが、協議第19号合併協定書(案)については、これの修正を認めてですが、原案のとおり確認してよろしゅうございますか?ご異議ありませんか?

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長

はい、ご異議なしと認めます。よって、協議第19号につきましては、原案に 修正を加えたとおり確認させていただきます。

続きまして、はい。何か……。ちょっとお待ちください。はい、事務局。

事務局長

すみません。協定書の地域自治区の設置に関する協議書のところで、28ページ中ほどでございますけども、第6条の2、区長の選任については地域協議会、地域の団体組織等からの意見を尊重して、地域の行政運営に関し、すぐれた見識を有する者のうちから市長が選任するということで、協定の協議書ということで記載されておるんですけども、合併の日から区長の任期が2年間ということで、協議会は合併後、公募等の委員の関係からすぐに協議会を立ち上げることは現実的に無理であろうと、そして、地域の団体・組織等からの人選ということで、地域協議会も構成されるということを考慮いたしまして、この地域協議会の部分だけを削除させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長

おわかりでしょうか。28ページのちょうど真ん中ごろですが、2の区長の選

任については、地域協議会、地域の団体・組織等からの意見を尊重して、区域の 行政運営に関し、すぐれた見識を有する者から市長が選任するとなっております が、地域協議会、この文字を、5文字ですが、これを削除するということであり ます。よろしゅうございますか?はい。

それではたびたび恐縮ですが、19号につきましては、そのような修正を加えた物を賛成することにご異議ありませんか?

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長

はい。それでは、このとおり決定をさせていただきます。原案のとおり確認を さしていただきます。

事務局長

それでは次に、確認事項について事務局から説明をしてもらいます。事務局。 確認事項といたしまして、小林市・野尻町合併協議会、合併協定調印式につい てということで、協議会資料の48ページから51ページにわたりまして、参考 資料ということで添付させていただいております。

小林市・野尻町合併協定調印式は日時が平成21年1月21日水曜日午後2時30分から。場所は小林市文化会館小ホールにおいて開催いたします。

そして49ページ、これが合併協定調印式の次第でございます。まずは、開会をいたしましてから、合併協定調印に至る経過報告ということで、この経過報告につきましては、50ページの合併協定調印に係る経過報告というところに記載されているものを報告いたします。

そして3番目の合併協定調印ということで、ここは小林市長、野尻町長、立会人として、小林市議会議長、野尻町議会議長、そして特別立会人として宮崎県知事にお願いいたす予定でございます。

そして主催者あいさつとして、小林市長、野尻町長があいさつを申しまして、 5番目に来賓紹介、そして6番目に来賓祝辞ということで宮崎県知事の祝辞をい ただき、閉会いたすという次第でございます。

そして 5 1 ページにつきましては、合併協定調印式の座席図ということで、このような配置になっております。

そして、協議会委員の皆様方のお手元に、水色の封筒に来式依頼の文書がございますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

そして52ページ、確認事項といたしまして、これからのスケジュールとして、今申しました小林市・野尻町合併協議会、合併協定調印式、これが平成21年1月21日の水曜日午後2時30分から小林市文化会館小ホールで、そして、第4回小林市・野尻町合併協議会開催について、平成21年3月26日木曜日午後1時30分より、場所は野尻町農村環境改善センターホールで行うことを予定しておりますので、委員の方々はよろしくお願いいたしておきます。

以上でございます。

会長

はい、ありがとうございました。ただいまの確認事項に何かご意見、ご質疑ありませんか?

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長

はい、それではないようでありますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

以上で、本日お諮りすべき案件につきましては、すべて終了いたしました。

長時間にわたりまして慎重にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、私の議長の責めを終わらせていただきます。ただ、今日はいろいろ慎重にご審議をいただく過程で不手際がありましたことを重ねてお詫びを申し上げます。本日は大変ありがとうございました。終わらせていただきます。

事務局

それでは、堀会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたり本当にお疲れさまでございました。

以上をもちまして、第3回協議会のすべてを終了いたします。

- 12 -

お帰りの際は、交通事故等に気をつけてお帰りください。

なお、お帰りの際は、皆様に名札が配られていると思いますが、事務局の方でお預かりをしたいと思いますので、その場に置いてお帰りいただきたいと思います。

また、傍聴の皆様は出入口付近に傍聴証の回収箱をご用意しておりますので、そちらに傍聴証をご返却くださいますようお願いいたします。

それでは皆様、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。 午後2時55分閉会